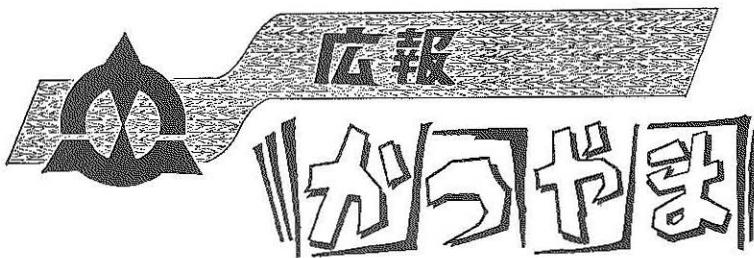


昭和56年6月4日発行

編集と発行 福井県勝山市企画課
911 福井県勝山市元町1丁目1番1号

新国道昇格特集号

長年の悲願実る

福井—勝山—小松線

国道四一六八号線に昇格

長年の悲願が実って、このほど主要地方道福井—勝山線が、同小松—勝山線と結んで国道四一六号線として、一般国道に昇格しました。

今回、国道昇格になった小松—勝山—福井線は総延長六十四キロ。小松市内の国道八号線から小松市尾小屋町—同丸山町—同新保町を経て、新又越といわれる峠を越え勝山市野向町横倉—同音谷—村岡町滝波で福井—勝山線に連結。そして、福井市丸山町で国道八号線に接続するものです。

主要地方道小松—勝山線は、昔から小松市、勝山市を結ぶ唯一の基幹道路として、両地方の経済、文化の交流に大きな貢献をしてきました。

この改修運動の歴史は古く、旧野向村時代から進めていましたが、この運動は市制施行後も引き継ぎ昭和四十三年一月、両市との間で「小松勝山間改修促進期成同盟会」を結成。昭和四十一年の長い悲願だった「福井—勝山—小松線」が、国会議員、県議会議員そして市議会議員のみなさんをはじめ、建設省および県ご当局など非常に多くの関係者のかたがたの心温まるご配慮によりまして、一般国道として昇格が決まりました。

ごあいさつ

勝山市長 池田

勤也

いでの感覚的なものを覚えます。
わたしも心からお喜びしたいと思います。

本市の発展は、市章にも示されていますように福井、金沢、大野の三方に求め、歴代市長はじめ先輩諸氏のたゆまぬ努力の

期成同盟会」を設立。そして、バイパスの建設、全面改良などの実現に努めました。

しかし、いかに国から補助があるとはいえ、工事費もぼう大額となり、計画もなかなか進まないところから昭和五十二年から、国道昇格運動を進め、早く実現を國や関係機関に陳情を重ねきました。

ただ、国道昇格にはいろいろの制約があり、福井—勝山線のみではむずかしく、福井市から越前海岸を走る国道三〇五号線につなぐ主要地方道福井—棗線と同小松—勝山線を連結する路線を、国道に昇格してほしい旨運動を続けてきました。

ことは七年ぶりの国道昇格とあって、運動も激しく三月中旬には、福井—勝山線が選にもれたといううわさも流れ、おりから開会中の市議会三月定期会の審議を中断、会期を延長して池田市長、今井議長や市議会議員の一行が県や国へ、昇格の必要性を訴えるために大挙押しかけ、陳情合戦を繰り広げました。

その甲斐あって、四月二十九日開かれた建設大臣の諮問機関である道路審議会で、小松—勝山線と連絡する延長六十四キロが国道四一六号線として認められ、ようやく悲願が達成されました。

この国道昇格は、長期的展望に立つ「勝山市総合振興計画」の中でも大きな役割を果

たし、名実ともに勝山市の飛躍につながるものと考えています。

この先に新又越がある

一日も早く整備を!!

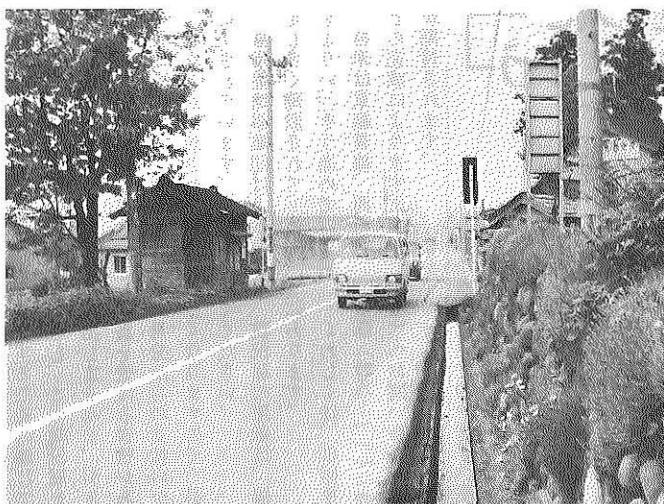
一般国道とは
道路法第五条で高速自動車国道と合わせて全国的な幹線道路網を構成し、次の要件に合致する道路のこと。

(1) 国道を縦断、横断、または循環して都道府県庁所在地、その他政治、経済、または文化のうえで特に重要な都市を結ぶ道路のこと。

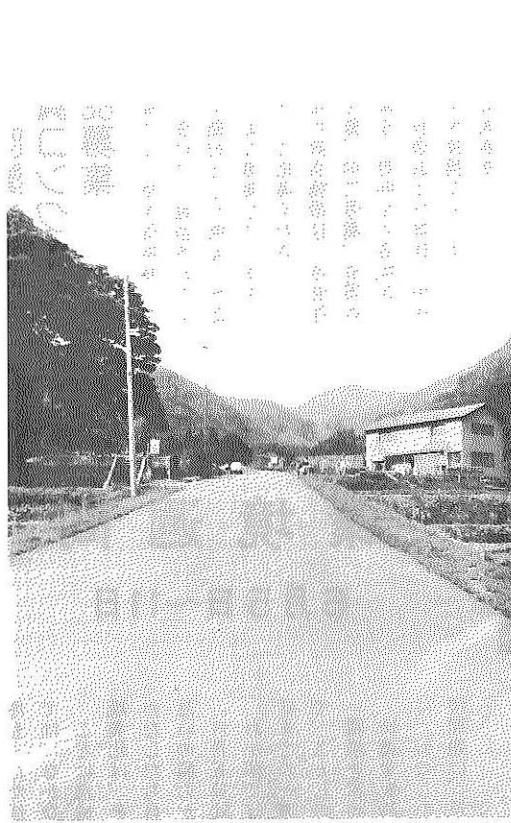
(2) 重要な港湾、飛行場や国際観光上重要な地と高速自動車国道、または(1)の国道に達する道路。

(3) 二以上の市を連絡して高速自動車国道、または(1)の国道または(1)の国道を連絡する道路。

(4) 重要な港湾、飛行場や国際観光上重要な地と高速自動車国道、または(1)の国道に達する道路。



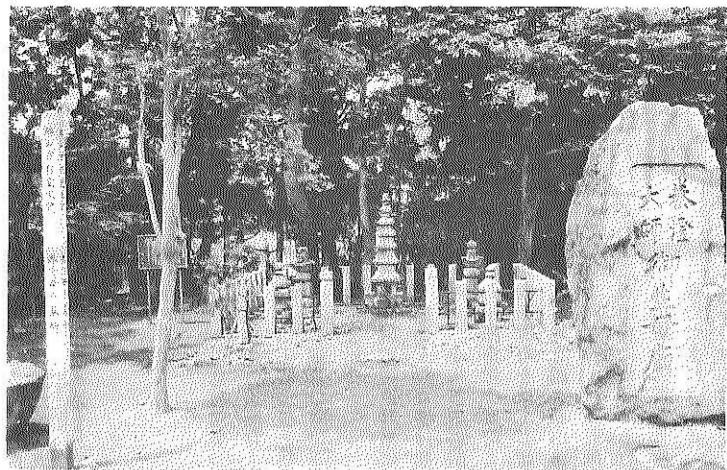
▲ 新国道（滝波区付近で）

▲ 新国道（横倉区で）
この先に新又越がある

国道に昇格しますと、五十七年度から道路拡幅などの改築事業に対する財政援助が、これまでの三分の二から四分の三に引き上げられるのをはじめ、国の道路整備事業費が優先的につくなどのメリットがあります。

福井—勝山間は将来、幅員二十二メートル、四車線にして、福井市とは三十分で結ぶという計画があります。この計画ですが、北陸高速自動車道の福井インターチェンジからまっすぐ福井市と連絡する延長六百メートルはトンネルを抜きます。諏訪間地区から永平寺町谷口地区までは山を越えて、同花谷、光明寺、森の各地區間は山沿いを走り、上志比村野中地区の下で京福電鉄線を横断します。そして、しばらく京福電鉄線と並行して同牧福島、山王地区間で現道と交差し、市荒川大橋までは現道の東側を通ります。勝山市に入り、現在築造中の東縦貫線につなぎます。

これが実現されると、冬季の交通確保はもとより当市の観光や産業にたいへんなメリットになります。勝山市の大飛躍のためにも、一日も早い整備が望まれます。



▲ 毛屋区にある泰澄大師の母伊野姫の石塔

旧勝山町と旧猪野瀬村 合併して五十年 昭和六年四月に合併

れています。

また、鎌倉時代末期、元亨二年(一三三二)に完成した「元享

寺書(けんきょうしょ)

という仏教史書に、泰澄大師の

ことが触れられており、「九頭竜

川(菅原)東岸の伊野原は泰澄

の母の出生地である」と書かれ

ています。もちろん、この「元

享寺書」は泰澄に關しては、当

時の伝説を紹介するにとどまり

残念ながら正しい伝記とはいえ

ませんが、この書に「伊野原は

九頭竜川(菅原)の東」とある

のは事実で、鎌倉時代から中央

鉢(わみようるいじゅしょう)

というわが国最初の分類形式百

科辞典に、大野郡毛屋郷の存在

が記録されています。古代の郷

名が現在まで残っているものは、

勝山地方では毛屋だけですが、

この区域は下毛屋、猪野毛屋に

とどちらず旧猪野瀬村およびそ

の近隣(勝山、村岡)にも及ぶ

かなり広範囲であったと考えら

れるに、毛屋区における泰澄

大師の母伊野姫の石塔

くろく)」にも、若猪野、井・野

口、毛屋、北市、南片瀬、北片

瀬の地名が出ています。

このように猪野瀬村は古い歴

史をもっています。

明治四年(一八七一)の廢藩

県にあたり、村の長(庄屋)

は郷長、里長、村長(翌明治五

年戸長と称す)と改称され、そ

の後、いろいろと変遷がありま

したが、旧猪野瀬村は明治十七

年(一八八四)官選戸長制度実

施とともに猪野口、猪野、猪

野毛屋、下毛屋、片瀬、畔川、

若猪野、上高島、下高島、北市

を含めた若猪野外九か村戸長役

場が置かれ、長谷川宇右衛門が

戸長に官選されました。

明治二十二年(一八八九)町

村制実施に際し、十か村はその

まま猪野瀬村になりました。ち

なみに、猪野瀬村の名称は、猪

野と片瀬を合わせたものといわ

れています。

村役場は、明治十七年の官選

戸長役場以来、若猪野に置かれ

ていました。

旧猪野瀬村の世帯数および人

口は、明治五年には三百七十三

戸二千十六人居住していました

が、合併前の昭和五年には五

分の四にあたる二百九十五世帯

千六百十九人に減少しました。

猪野瀬村の世帯および人口の

減少は、平泉寺村が明治期にみ

られたとの異なり、大正・昭和

初期に多かったのが特徴です。

この昭和五年の旧勝山町の世

帶数および人口は千八百七十一

世帯八千八百七十九人です。

現在の猪野瀬地区は、早くか

ら立川町に含まれた畠川のほか

に、住居表示が実施されたこと

により毛屋の一部も旭町、元町

三丁目に含まれ、勝山地区に属

するようになりましたが、行政

としては若猪野、猪野口、猪

第13回簡保資金写真コンクール作品募集

郵便局では、簡易保険積立金の融資を受けて、建設された公

共施設を題材とした明るい作品

を次とのおり募集しています。

どしどしご応募ください。

勝山市の該当施設は、市営住

宅旭一号館、同二号館、成器西

小、村岡小、野向小の各校舎、

北谷小の校舎および屋体、中央

公園、向河原橋などです。

道や公園、川などにゴミを

捨ててはいけないことは、だれ

も知っています。

快適な生活環境をつくるため

に、わたしたち自身の身近な環

境問題に、目を向けてみましょ

う。

また、公園や行楽地などで花

をとったり、芝生を荒らしたり、

あるいは、ところかまわズタン

やツバをはくのは、公衆道德に

反する行為であることを、わた

したちはよく知っています。

このようなマナー、あるいは

公衆道德を守ることによって、

わたしたちの快適な生活環境が

維持されることはいうまでもあ

りません。

自分一人ぐらいゴミを捨てた

つて……というような気持でい

る、いつまでたっても、より

よい環境」は実現しません。

わたしたちみんなの協力こそ、

快適な生活環境への「近道」で

あります。

しかし、このような快適な環

境も、ただ待ち望んでいるだけ

では、なかなか実現しません。

わたくしたち自らの心くばりとお

互いの協力が必要です。

よりよい環境を求めて 環境週間

6月5日～11日



電波法違反防止旬間

6月1日～10日

- ◎ 無線機は、免許を受けて使いましょう。
- ◎ ハイパワー市民ラジオの使用は違法です。
- ◎ アマチュア局には、無線従事者の資格が必要です。
- ◎ 他人の通信の傍受盗用は禁じられています。

(北陸電波監理局)

児童手当の現況届を出してください

児童手当の支給を受けている人は、毎年一回、六月に「児童手当現況届」を提出していただいているますが、こども忘れず手書きをしてください。

なお、六月以降に受給資格がなくなると思われる場合であつても、手続きをお願いします。

この児童手当現況届は、受給係員が受け付けています。

児童手当現況届は、受給者

の前年の所得の状況と六月一日現在の養育の状況などを毎年確認するための届けです。

もし、この現況届を六月中に提出しませんと、引き続き児童手当を受ける資格があつても、六月分からの支払いが受けられなくなりますので、必ず提出してください。

現況届の用紙は、福祉事務所にあります。

現況届は、原則として返却

(1) 応募作品は未発表のもの。

(2) 画題、施設の名称、住所、氏名および電話番号をカラー、白黒作品は裏面に、スライド

はマウントに記入してください。

(3) 応募作品は、原則として返却しません。入賞作品の著作権は、郵政省に帰属します。

◆ 受付

七月三十一日(金)までに、お近くの郵便局の簡易保険窓口へご提出ください。

◆ くわしいことは、お近くの郵便局へお問い合わせください。

◆ くわしいことは、お近くの郵便局へお問い合わせください。

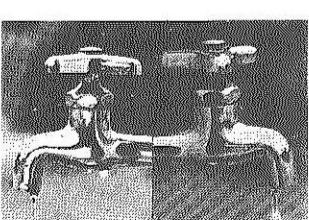


よりよい環境を求めて

環境週間

6月5日～11日

こんなムダが…



糸状の水 ポタポタ水
1時間で 約8リットル

ゴミはゴミ箱へ

わたしたちが望む、暮らいや

すい快適な生活環境とは——ま

ずはさわやかな空氣、そして静

けさ、のびと大手を振って

歩ける通り、緑あふれる公園、

そして何よりもゴミのない清潔

なまちなど、いろいろあげるこ

とができます。

水のない水道はない、利用可能な水資源には限界があります。家庭で、学校で、病院で、工場で——いたるところで立ち往生といふことがあります。水道の水源開発に、費用や技術を集中しても、需要が供給される水の量を超えると深刻な水不足に悩むことになります。

しかし、最も手近な水不足対策ともいえるのです。

水は無限にあるのではなく、利用可能な水資源には限界があります。

水道の水源開発に、費用や技術を集中しても、需要が供給

される水の量を超えると深刻な水不足に悩むことになります。

しかし、このようないい環境を求めて、日々の暮らしに取り組んでいくことが大切です。

このように、日々の暮らしに取り組んでいくことが大切です。

このように、日々の暮らしに取り組んでいくことが大切です。

このように、日々の暮らしに取り組んでいくことが大切です。

このように、日々の暮らしに取り組んでいくことが大切です。

このように、日々の暮らしに取り組んでいくことが大切です。

<p